

令和3年度 報酬改定についての説明動画

～居宅介護支援・介護予防支援編～



目黒区
Meguro City

住みたいまち、住み続けたいまち目黒



令和3年度介護報酬改定の主な事項について

居宅介護支援 基本報酬

単位数

居宅介護支援費（Ⅰ）

- ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援費（ⅰ）

- ・ケアマネージャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分

| | 〈現行〉 | → | 〈改定後〉 |
|---------------|-----------|---|-----------|
| (一)要介護1又は2 | 1,057単位/月 | | 1,076単位/月 |
| (二)要介護3, 4又は5 | 1,373単位/月 | | 1,398単位/月 |

○居宅介護支援費（ⅱ）

- ・ケアマネージャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合又は40以上である場合において、40以上60未満の部分

| | 〈現行〉 | → | 〈改定後〉 |
|---------------|---------|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 529単位/月 | | 539単位/月 |
| (二)要介護3, 4又は5 | 686単位/月 | | 698単位/月 |

○居宅介護支援費（ⅲ）

- ・ケアマネージャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合又は40以上である場合において、60以上の部分

| | 〈現行〉 | → | 〈改定後〉 |
|---------------|---------|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 317単位/月 | | 323単位/月 |
| (二)要介護3, 4又は5 | 411単位/月 | | 418単位/月 |

居宅介護支援費（Ⅱ）

- ・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援費（ⅰ）

- ・ケアマネージャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分

| | 〈現行〉 | → | 〈改定後〉 |
|---------------|------|---|-----------|
| (一)要介護1又は2 | 新規 | | 1,076単位/月 |
| (二)要介護3, 4又は5 | 新規 | | 1,398単位/月 |

○居宅介護支援費（ⅱ）

- ・ケアマネージャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合又は45以上である場合において、45以上60未満の部分

| | 〈現行〉 | → | 〈改定後〉 |
|---------------|------|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 新規 | | 522単位/月 |
| (二)要介護3, 4又は5 | 新規 | | 677単位/月 |

○居宅介護支援費（ⅲ）

- ・ケアマネージャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合又は45以上である場合において、60以上の部分

| | 〈現行〉 | → | 〈改定後〉 |
|---------------|------|---|---------|
| (一)要介護1又は2 | 新規 | | 313単位/月 |
| (二)要介護3, 4又は5 | 新規 | | 406単位/月 |

介護予防支援 基本報酬

単位数

介護予防支援費

〈現行〉
431単位/月



〈改定後〉
438単位/月



新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、すべてのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。



居宅介護支援・介護予防支援の改定事項

- 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ③ 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ④ 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）
- ⑤ 逡減制の見直し
- ⑥ 医療機関との情報連携の強化
- ⑦ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- ⑧ 介護予防支援の充実（予防のみ）
- ⑨ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑩ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ⑪ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑫ 居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所加算の廃止

2. (2) 看取りへの対応の充実 (その1)

ガイドラインの取組推進

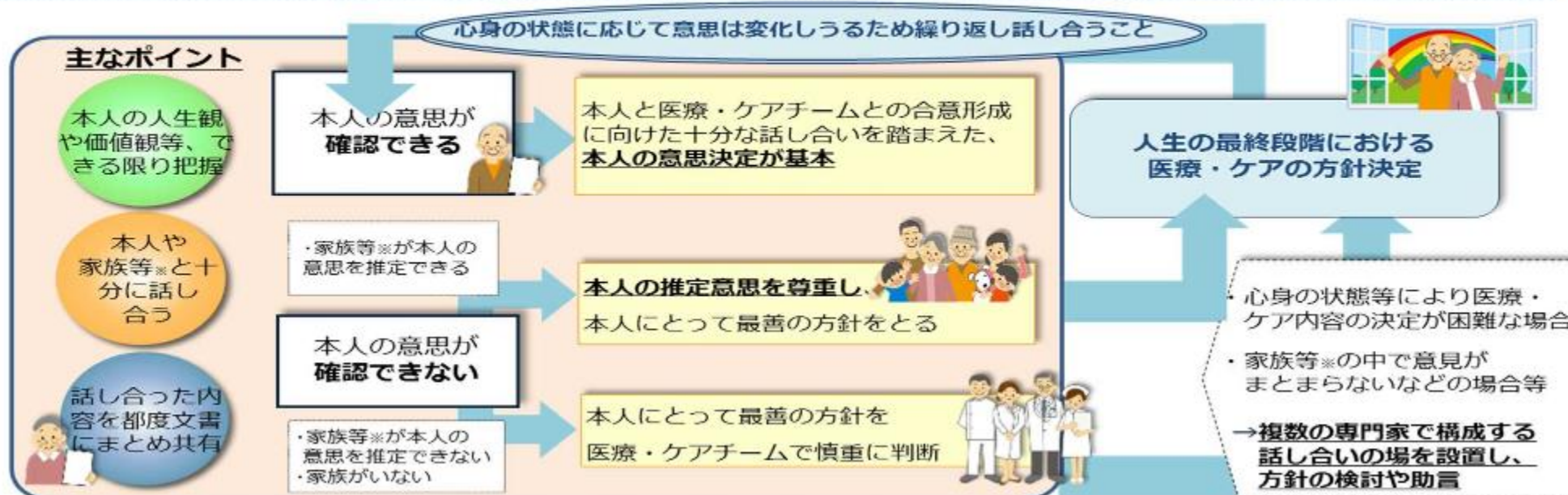
- 看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。

短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、居住系サービス、施設系サービス

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、**基本報酬**（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や**看取りに係る加算の算定要件**において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める【告示改正、通知改正】。施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」における意思決定支援や方針決定の流れ（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。
※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。

2. (3) 医療と介護の連携の推進 (その1)

基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進

- 医師等による居宅療養管理指導において、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報をケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。

居宅療養管理指導

- 医師・歯科医師が居宅療養管理指導を行う際には、必要に応じて、居宅要介護者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、介護支援専門員等に提供するよう努めることを明示する。【通知改正】
- 薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士が居宅療養管理指導を行う際には、必要に応じて、これらの支援につながる情報を把握し、また、関連する情報を医師・歯科医師に提供するよう努めることを明示する。【通知改正】
- 多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援専門員等への情報提供について、明確化する。【省令改正】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) (抄)
(基本方針)

第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実

- 短期療養について、基本報酬の評価を見直すとともに、医療ニーズのある利用者の受入促進の観点から、総合的な医学的管理を評価する。【告示改正】

短期入所療養介護 (介護老人保健施設が提供する場合に限る)

総合医学管理加算 275単位/日 (新設) ※1回の短期入所につき7日に限る

〔算定要件〕

- ・ 治療管理を目的とした利用者に対して、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

(※) 基本報酬の評価を併せて見直し

2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その1)

特定事業所加算の見直し

- 特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を新たに評価する。【告示改正】

居宅介護支援

| < 現行 > | | < 改定後 > |
|-----------------------|---|---------------------------------|
| 特定事業所加算 (I) 500単位/月 | → | <u>特定事業所加算 (I) 505単位/月</u> |
| 特定事業所加算 (II) 400単位/月 | → | <u>特定事業所加算 (II) 407単位/月</u> |
| 特定事業所加算 (III) 300単位/月 | → | <u>特定事業所加算 (III) 309単位/月</u> |
| | | <u>特定事業所加算 (A) 100単位/月 (新設)</u> |

(※) 特定事業所加算 (IV) は特定事業所加算から切り離して「特定事業所医療介護連携加算」とする。

[算定要件 (特定事業所加算 (A))] ※加算 I・II・III と異なる部分

- ・介護支援専門員の配置(要件2)：常勤1名以上、非常勤1名以上 (非常勤は他事業との兼務可)
 - ・連絡体制・相談体制確保(要件4)、研修実施(要件6)、実務研修への協力(要件11)、事例検討会等実施(要件12)：他の事業所との連携による対応を可とする
- (※) 加算 I・II・III・Aの要件として、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービスを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを新たに求める (新設)

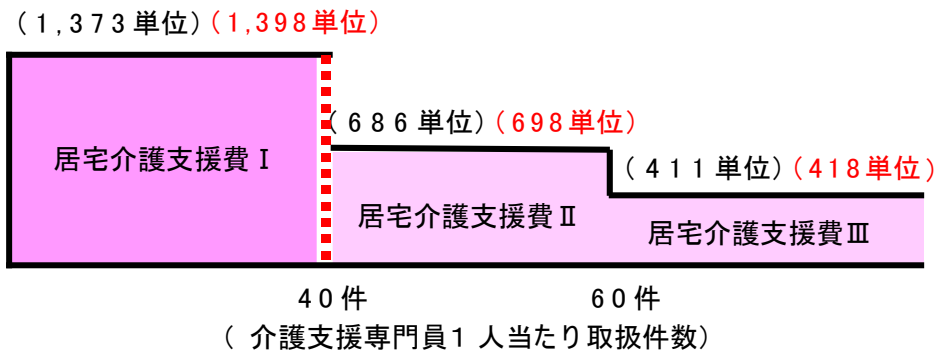
事務の効率化による逓減制の緩和

- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、逓減制において、ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合の適用件数を見直す (逓減制の適用を40件以上から45件以上とする)。

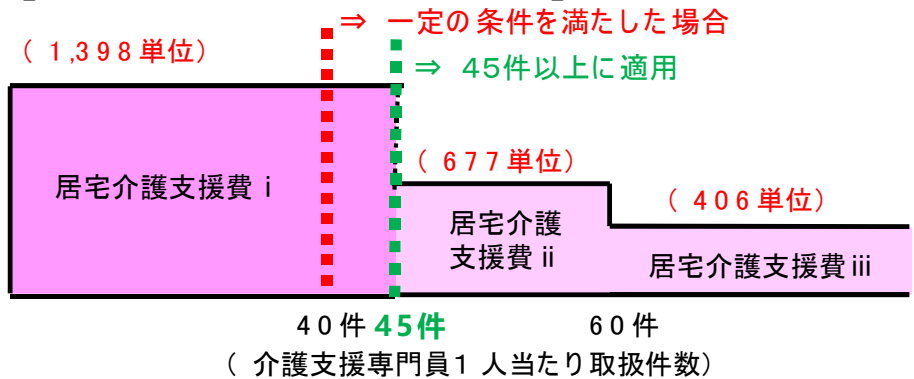
居宅介護支援

例：要介護3・4・5の場合 (黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数)

【現行】



【改定後：ICT等を活用する場合】



算定要件等

【特定事業所加算】

| 算定要件 | 特定事業所加算(Ⅰ) | 特定事業所加算(Ⅱ) | 特定事業所加算(Ⅲ) | 特定事業所加算(A) |
|--|------------|------------|------------|--|
| | 505単位 | 407単位 | 309単位 | 100単位 |
| (1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること | 2名以上 | 1名以上 | 1名以上 | 1名以上 |
| (2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること | 3名以上 | 3名以上 | 2名以上 | 常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可) |
| (3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること | ○ | ○ | ○ | ○ 連携でも可 |
| (5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること | ○ | × | × | × |
| (6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること | ○ | ○ | ○ | ○ 連携でも可 |
| (7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用) | ○ | ○ | ○ | ○ 連携でも可 |
| (12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること | ○ | ○ | ○ | ○ 連携でも可 |
| (13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること | ○ | ○ | ○ | ○ |

【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同じ)

特定事業所医療介護連携加算 125単位

- (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上
- (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定
- (3)特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること

2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その1)

特定事業所加算の見直し

- 特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を新たに評価する。【告示改正】

居宅介護支援

| < 現行 > | < 改定後 > |
|-----------------------|---------------------------------|
| 特定事業所加算 (I) 500単位/月 | → <u>特定事業所加算 (I) 505単位/月</u> |
| 特定事業所加算 (II) 400単位/月 | → <u>特定事業所加算 (II) 407単位/月</u> |
| 特定事業所加算 (III) 300単位/月 | → <u>特定事業所加算 (III) 309単位/月</u> |
| | <u>特定事業所加算 (A) 100単位/月 (新設)</u> |

(※) 特定事業所加算 (IV) は特定事業所加算から切り離して「特定事業所医療介護連携加算」とする。

[算定要件 (特定事業所加算 (A))] ※加算 I・II・III と異なる部分

- ・介護支援専門員の配置(要件2)：常勤1名以上、非常勤1名以上 (非常勤は他事業との兼務可)
 - ・連絡体制・相談体制確保(要件4)、研修実施(要件6)、実務研修への協力(要件11)、事例検討会等実施(要件12)：他の事業所との連携による対応を可とする
- (※) 加算 I・II・III・Aの要件として、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービスを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを新たに求める (新設)

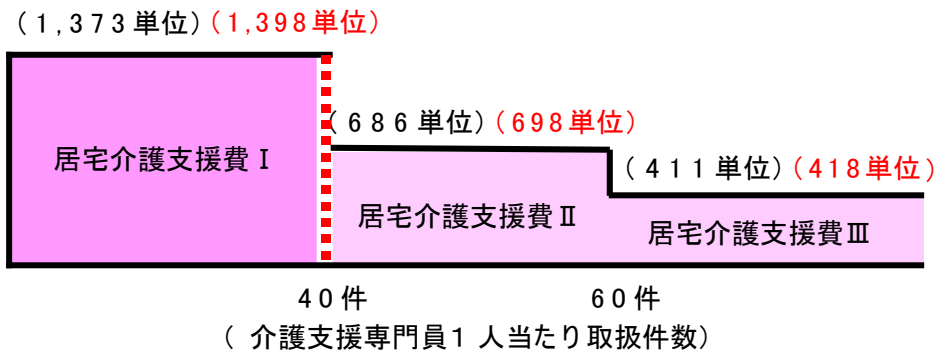
事務の効率化による逓減制の緩和

- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、逓減制において、ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合の適用件数を見直す (逓減制の適用を40件以上から45件以上とする)。

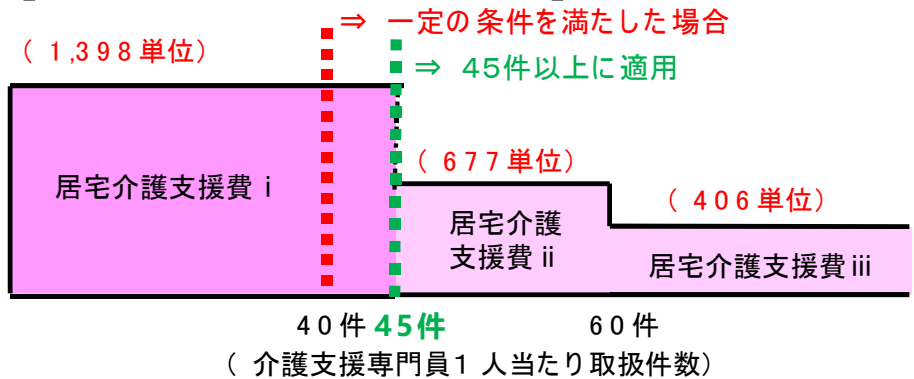
居宅介護支援

例：要介護3・4・5の場合 (黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数)

【現行】



【改定後：ICT等を活用する場合】



2. (6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 (その2)

医療機関との情報連携強化

- 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価する。【告示改正】

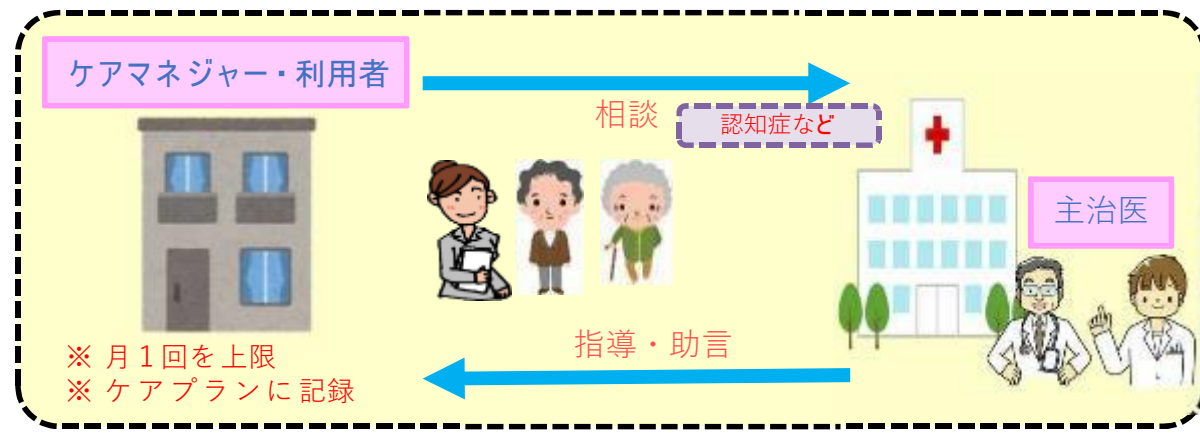
居宅介護支援

通院時情報連携加算 50単位/月 (新設)

※利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。

〔算定要件〕

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。



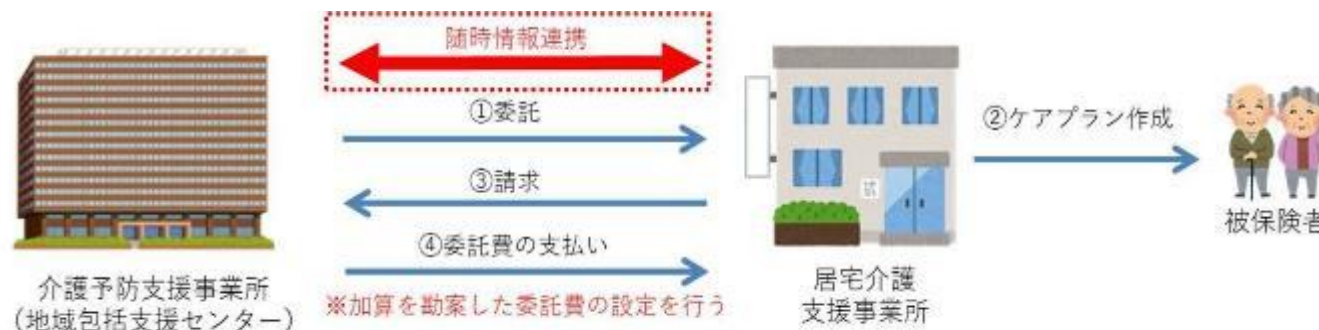
介護予防支援の充実

- 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。【告示改正】

介護予防支援

委託連携加算 300単位/月 (新設)

※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。



3. (2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進 (その1)

CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

■ CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進する。

- ・施設系・通所系・居住系・多機能系サービスについて、事業所の全ての利用者に係るデータ（ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等）をCHASEに提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを新たに評価。【告示改正】
- ・既存の加算等において、利用者ごとの計画に基づくケアのPDCAサイクルの取組に加えて、CHASE等を活用した更なる取組を新たに評価。【告示改正】
- ・全ての事業者に、CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を推奨。【省令改正】

施設系サービス（介護療養型医療施設を除く）、通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス

<施設系サービス>

| | |
|----------------|-------------|
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 40単位/月 (新設) |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 60単位/月 (新設) |

<通所系・多機能系・居住系サービス>

| | |
|-------------|-------------|
| 科学的介護推進体制加算 | 40単位/月 (新設) |
|-------------|-------------|

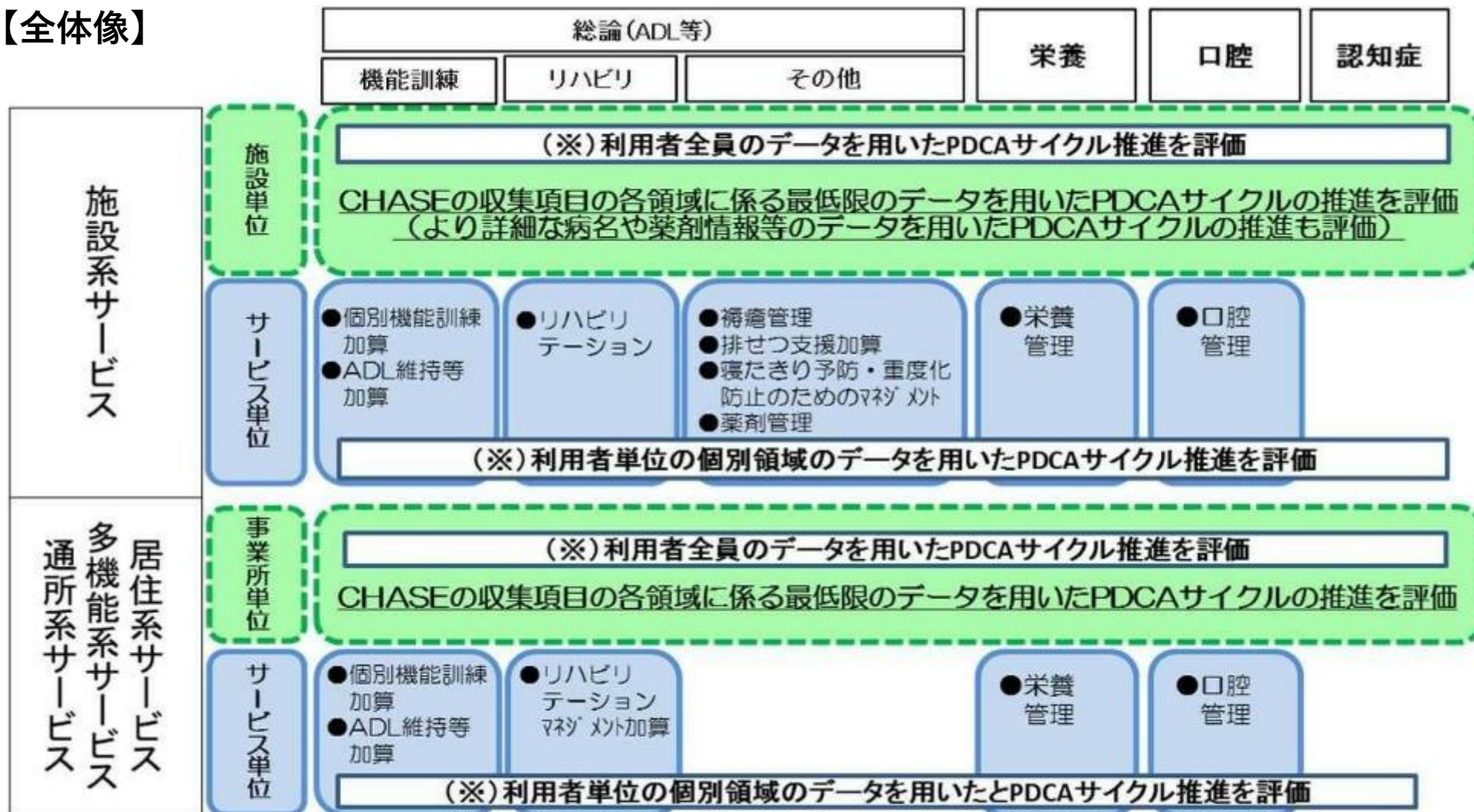
(※加算(Ⅱ)について、服薬情報の提供を求めない特養・地密特養については、50単位/月)

〔算定要件〕

イ 入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算(Ⅱ)については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

【全体像】

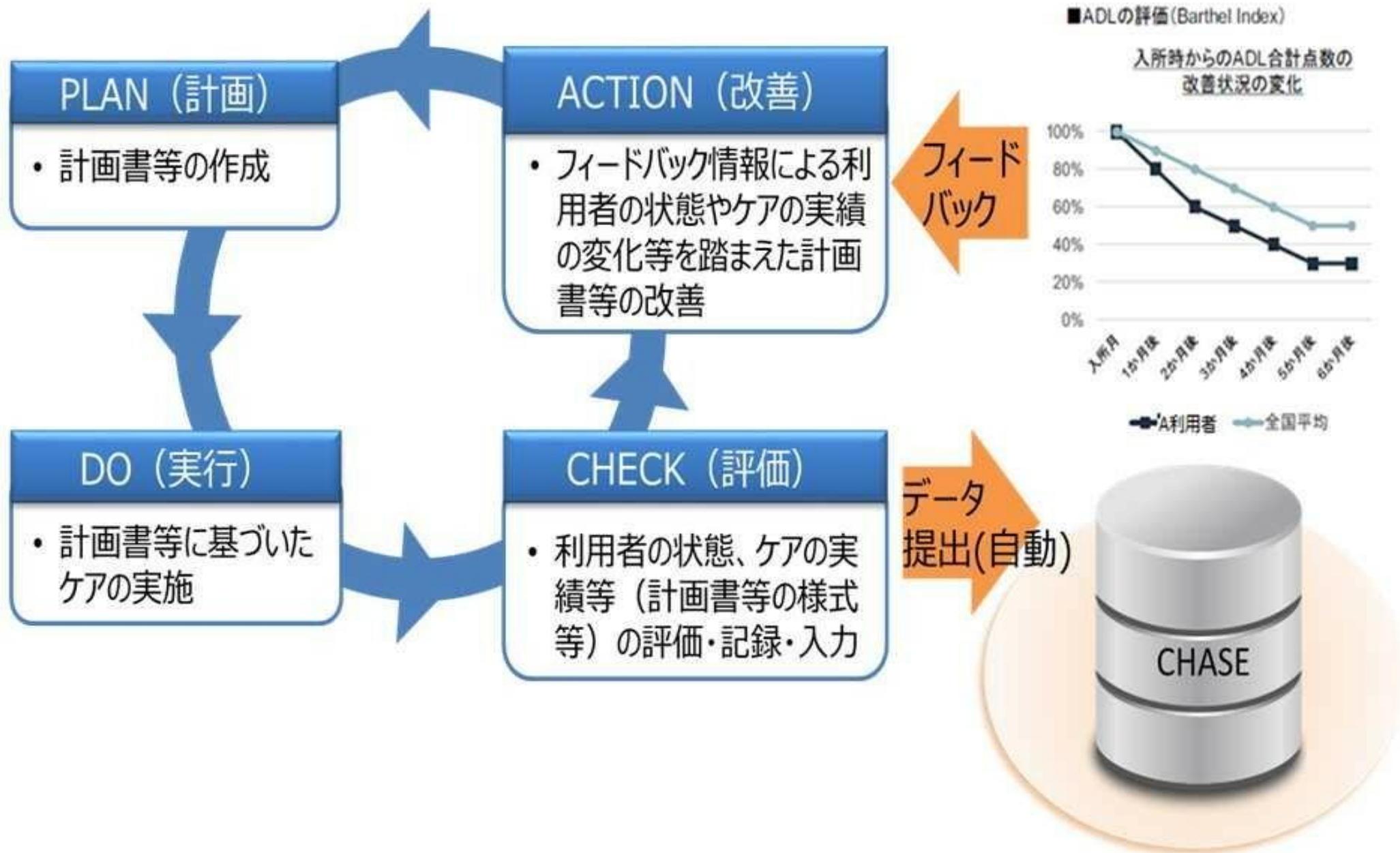


(※ 加算等による評価の有無に関わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を進める。)

※令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定

科学的介護情報システム (Long-termcareinformationsystemforevidence ; LIFEライフ)

【PDCAサイクルの推進（イメージ）】



5. (1) 評価の適正化・重点化(その5)

生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて、事務負担にも配慮して、検証の仕方や届出頻度の見直しを行う。区分支給限度基準額の利用割合が高く訪問介護が大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者を対象とした点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正、通知改正】

居宅介護支援

- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】
 - ・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
 - ・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする
- より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】（※効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）

【イメージ図】

※赤字部分：令和3年度見直し分

訪問回数の多い訪問介護対策

検証対象の抽出

○ 訪問介護（生活援助中心型）の回数が「全国平均利用回数 + 2標準偏差（2SD）」に該当するケアプランの保険者届出（※届出頻度：当該回数以上の場合は当該月ごと⇒検証した場合は1年後）

○ 区分支給限度基準額の利用率が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランの保険者届出 ※令和3年10月1日施行

検証方法の強化

市町村による検討のためのマニュアルの策定

検証の実施

保険者によるケアプランの検証

地域ケア会議や行政職員等を派遣する形で行うサービス担当者会議等によるケアプランの検証

必要に応じて、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、サービス内容の是正を促す

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

概要

【居宅介護支援】

- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**
- ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

介護情報公表システム



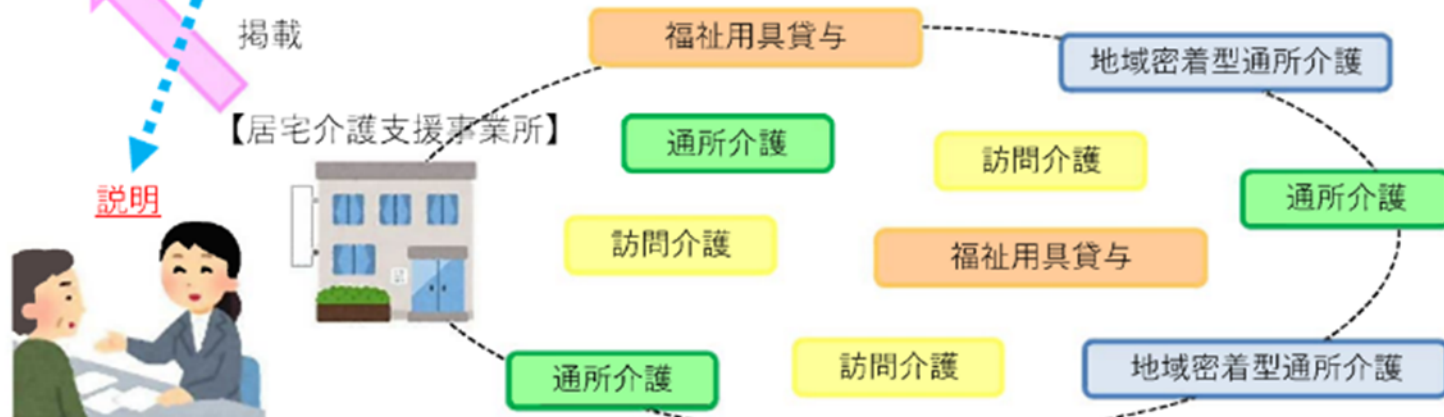
介護情報公表システムの運営情報において公表

| | | | |
|----------------|------------|------------|------------|
| 訪問介護 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) |
| 通所介護 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) |
| 地域密着型通所介護 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) |
| 福祉用具貸与 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) | 〇〇事業所 (〇%) |

* 各サービス(特定事業所集中減算対象サービス)を位置付けたケアプラン数/事業所のケアプラン総数

掲載

【居宅介護支援事業所】



【居宅介護支援】

○ 契約時の説明について

問 111 今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことと定められたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。

（答）

- ・ 例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。
- ・ なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1）、同一事業所によって提供されたものの割合であるが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%

通所介護 ●%

地域密着型通所介護 ●%

福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

| | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 訪問介護 | 〇〇事業所 ●% | □□事業所 ●% | △△事業所 ●% |
| 通所介護 | △△事業所 ●% | ××事業所 ●% | 〇〇事業所 ●% |
| 地域密着型通所介護 | □□事業所 ●% | △△事業所 ●% | ××事業所 ●% |
| 福祉用具貸与 | ××事業所 ●% | 〇〇事業所 ●% | □□事業所 ●% |

問 112 今回の改定により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

（答）

- ・ 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・ なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

【解釈通知】

基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期（3月1日から8月末日）

② 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

5. (1) 評価の適正化・重点化(その6)

サ高住等における適正なサービス提供の確保

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所指定の際の条件付け（利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等）や家賃・ケアプランの確認などを通じて、自治体による更なる指導の徹底を図る。【省令改正、通知改正】

訪問系サービス（定期巡回を除く）、通所系サービス（地密通所介護、認デイを除く）、福祉用具貸与

- 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。【省令改正】
- 事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。【通知改正】

居宅介護支援

- 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、**区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証**を行う。（※効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）
- サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかなどケアの質の確保の観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。

お疲れさまでした。

- ▶ アンケートにご協力ください。
- ▶ メールに記載のURLよりご回答ください。

